

○学術院総合戦略本部規程

〔 令和5年12月28日
法人規程第48号 〕

学術院総合戦略本部規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する学術院総合戦略本部（以下「戦略本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 戦略本部は、筑波大学（以下この条において「本学」という。）における各学術院の戦略的な運営及び学術院を横断する取組を推進し、もって本学大学院における人材養成機能の充実強化に資することを目的とする。

(業務)

第3条 戦略本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携、学際連携及び国際連携を基盤とした教育のデザインに関すること。
- (2) 産学官の連携及び戦略的な広報活動の推進に関すること。
- (3) 学修成果の分析及び可視化並びに学修マネジメントの向上に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 戦略本部は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 教育を担当する副学長（第8号において「教育担当副学長」という。）
- (2) 学生を担当する副学長
- (3) ヒューマンエンパワーメント推進局長
- (4) 学術院長
- (5) 人間総合科学学術院の副学術院長
- (6) 研究群長
- (7) 第9条に規定する部会の構成員（第4号から第6号までに規定する者を除く。）
- (8) その他教育担当副学長が指名する者 若干人

(本部長)

第5条 戦略本部に本部長を置き、前条第1号の構成員をもって充てる。

- 2 本部長は、戦略本部の業務を統括する。
- 3 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(構成員の任期)

第6条 第4条第8号の構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(連絡会議)

第7条 戦略本部に、戦略本部の業務に関する事項について協議及び連絡調整を行うため、連絡会議を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる構成員で組織する。

(1) 第4条第1号から第6号まで及び第8号の構成員

(2) 第4条第7号の構成員のうちから本部長が指名する者 若干人

(議長)

第8条 連絡会議に議長を置き、構成員の互選により選出する。

2 議長は、連絡会議を主宰する。

(部会)

第9条 学術院に、第3条各号に規定する業務に係る取組を協議するため、部会を置く。

2 部会の組織、協議事項等に関し必要な事項は、学術院長が部局細則で定める。

(事務)

第10条 戦略本部に関する事務は、関係する組織の協力を得て、教育推進部教育機構支援課が行う。

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、戦略本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和5年12月28日から施行する。